

○猿払村奨学資金貸付基金条例施行規則

(奨学資金の交付)

第4条 奨学資金は、条例第8条第1項に定める額を貸付期間中の各月ごとに交付するものとする。

(貸付けの申請)

第5条 条例第11条第1項の規定による申請は、奨学資金貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出するものとする。

- (1) 奨学生推薦書（別記様式第2号）
- (2) 在学中の学校等における成績証明書
- (3) 学校等へ入学し、又は在学していることが証明できるもの

(貸付けの決定及び通知)

第6条

- 2 条例第11条第3項に規定する誓約書等は、誓約書（別記様式第4号）により、決定通知書を受理した日から14日以内に教育長に提出しなければならない。

(証明書等の提出)

第7条 学校等の在学を確認するため、奨学生は毎年4月末日までに在学証明書を教育長に提出しなければならない。

- 2 奨学生は、学校等を卒業したときは、卒業を証明する書面を教育長に提出しなければならない。

(貸付けの辞退)

第8条 奨学生が奨学資金の貸付けを辞退するときは、速やかに奨学資金貸付辞退届（別記様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

(卒業した者の償還方法)

第10条 条例第9条第5項の規定による償還は、年賦、半年賦又は月賦の均等償還の方法によるものとする。

- 2 奨学生等は、学校等を卒業した日の属する月の翌月の末日までに、奨学資金償還方法選択申出書（別記様式第7号）及び借用証書（別記様式第8号）を教育長に提出しなければならない。

(貸付決定を取り消された者の償還方法)

第11条 奨学生等は、条例第13条第1項の規定により奨学資金の貸付けの決定を取り消された日の属する月の翌月から起算して3月を経過した日後、貸付けを受けた期間の2倍の期間内において、その全額を年賦、半年賦若しくは月賦又は一括の方法により償還するものとする。

2 前項の場合において、奨学生等は、奨学資金の貸付けの決定を取消された日の属する月の翌月の末日までに、奨学資金償還方法選択申出書及び借用証書を教育長に提出しなければならない。

(償還の猶予又は減免)

第12条 条例第14条又は第15条の規定により、貸付けを受けた奨学資金の猶予又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その償還期限の30日前までに、奨学資金償還猶予（免除）申請書（別記様式第9号）に奨学資金償還方法選択申出書及び借用証書を添付して教育長に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第13条 条例第16条の規定による届出は、住所変更等届（別記様式第11号）により行うものとし、その事由の生じた日から14日以内に教育長に提出しなければならない。

2 条例第16条第2号に規定するその他重要事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 奨学生等が償還方法の申出事項を変更したいとき。
- (2) 親権者に異動が生じたとき。
- (3) 新たな連帯保証人を定めたとき。
- (4) その他申請事項に変更が生じたとき。